平成２５年（フ）第１０号
北海道北見市美芳町１丁目２番13号　緑園ハイツ６号
債務者　平中　雅也
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
山形県米沢市通町５丁目７番５号
債務者　冨田　憲好
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３９号
群馬県安中市磯部１丁目19番37号
債務者　上原　宏之
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１６６号
さいたま市岩槻区城南１丁目１番54号　小滝荘102
債務者　草場　誠治
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
埼玉県久喜市葛梅１丁目17番地14　県営くずめ団地２棟504号
債務者　大越　香織
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
さいたま市桜区道場１丁目８番８号　第３浦和コーポ103
債務者　渡邉　俊彦
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４丁目９番地11　ベルフィール102号室
債務者　加地千寿子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
埼玉県草加市草加３丁目５番33―２　ブロス草加101号、住民票上の住所埼玉県草加市松江１丁目３番11―202号
債務者　岸田貴世子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６１号
埼玉県深谷市東方町３丁目15番地２　純智ハイデンス302号
債務者　萩原富美子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3604番地23
債務者　古屋サダノ（旧姓越智・谷岡）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５１号
埼玉県比企郡吉見町東野４丁目15―１　アラモードハウス101、住民票上の住所埼玉県鴻巣市中央９番８号
債務者　河内　格栄
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８５号
埼玉県羽生市大字喜右エ門新田375番地１
債務者　寺﨑　道和
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４７号
千葉県銚子市三門町448番地
債務者　向後　洋美
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
静岡県駿東郡清水町徳倉1545番地の３　メゾンホワイトウイング103、前住所静岡県伊豆の国市奈古谷2217番地の263
債務者　遠藤　俊一
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
静岡県沼津市下香貫宮脇177番地の２　奈良橋二戸、前住所静岡県沼津市平町19番37号モンシャトー沼津平町103号
債務者　伊藤　雅利
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
茨城県水戸市赤塚１丁目220番地の２　サンクレイドル水戸赤塚ウインフォート401号
債務者　中川由紀子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０５号
神奈川県南足柄市沼田13番地１　ドエルＫ101、前住所神奈川県南足柄市狩野13番地１フォーンハイツ205
債務者　小林由起子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部